

各 位

平成 25 年 5 月 15 日
株式会社 カワタ

附帯控訴に関するお知らせ

平成 25 年 4 月 25 日付「訴訟の判決に対する控訴に関するお知らせ」の通り、株式会社松井製作所より控訴の提起(知的財産高等裁判所平成 25 年(ネ)第 10026 号特許権侵害差止等請求控訴事件)がなされていましたが、当社は、同控訴に附帯して、同控訴事件の第 1 審大阪地方裁判所 平成 20 年(ワ)第 10819 号特許権侵害差止等請求事件について、同裁判所が平成 25 年 2 月 21 日に言い渡した判決に対して控訴を提起しましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 附帯控訴を提起した年月日及び裁判所

平成 25 年 5 月 15 日付 知的財産高等裁判所

2. 附帯控訴の趣旨

- (1) 原判決中、附帯控訴人一部敗訴部分を取り消す。
- (2) 附帯被控訴人の請求を棄却する。
- (3) 訴訟費用は、第 1 審、第 2 審とも、附帯被控訴人の全額負担とする。

3. 今後の見通し

当社としましては、本附帯控訴において侵害なしとの判断を求め、全力かつ適切に対処していく所存です。また、現時点では業績への影響は明らかではありませんが、今後開示すべき事項が発生した場合には速やかにお知らせいたします。

以上